

ことばづかひ

四四

附屬幼稚園 小島 その

幼い者の耳に入る言葉はゞ大事なものはないでせうと考へます。言葉ゴトバといふことがありますが、昔の人が言葉を尊んで靈があるとしてゐたことは本當にゆかしいことである様に思はれます。言葉にたましひがあるにしてもないにしても、耳から傳つたもの、耳から入るものゝその人に與へる影響は本當に大きなものでせう、特にあの小さい子供におきましては猶一層そうであることとせう。

「馬鹿野郎なごさいふ言葉が口から出るご、それが相手の人の耳に入つて行つた時、その相手の人は本當にその言葉の様な人になつてしまふ。」とか「ものを云はうごする時は、一度その事を口の中でくりかへして云つてみて、よく考へてから云はなければならぬ。」なごさい小さい時からよく母に教へられたことですが、今こうして澤山の大切な子供を預つてみますご、幼い者に對する言葉はおろそかに出來ないものである事をつくゞ感じる様になりました。

私達がいつでもよく注意された言葉つかひで子供に接す

るのご、その時々々の氣分のまゝに何の考へもなく言葉を發するのごでは、長い間に澤山の子供に與へるその違ひは大變な事になるでせう。たごへぎの様に急を要する言葉を發しなければならぬ様な場合にでも、決して強い言葉を發したり、邪険な云ひ方をしたりしないで、そこに充分やはらかみのあるやさしい言葉づかひが自然に出る様になつてゐなければなりません。同じ「……しませう」ごいふ簡単な言葉でも、強く云ふのごやさしく語尾も弱く云ふのごでは随分感じが違つて來ます。又小さい時から正しい言葉を耳から入れてやり度いご思ひます。例へば「チャツタ」ごいふ様な語は私達は用ひない様に正しく「シマツタ」ご云ふ様に心がけなければなりません。「イヤンナツチャウ」なご書いてみるご全く驚く様な國語が平生平氣でつかはれてゐるかも知れません。投げ出したまゝでしまりのない言葉づかひは子供の耳に入つたならごハラ／＼します。又何か止め

(四一頁)

雜報

全國兒童保護大會

全國兒童保護大會は、中央社會事業協會及び恩賜財團愛育會共同主催の下に、十月十二、十三、十四の三日間東京に開かれた。

第一部、家庭強化並一般兒童保護、第二部、環境缺陷兒童保護、第三部、疾病虛弱兒心身缺陷兒童保護、第四部、軍事援護の徹底並兒童保護體制の整備の四部門に分れ、各々豫め各部専門委員と各部幹事とに於て、討究協議したるところを以て、中央案とし、之れに各地方よりの提出議題を交へて、總會に於て整理し、極めて盛會裡に、極めて實質的なる會議を完了した。此の中、第一部こそは最も直接なる關係を、本誌讀者諸氏にもつどころの條項であつて、左の諸項が熱心に採り上げられた。

第一部 家庭強化並一般兒童保護
(イ) 家庭強化

家庭強化に關しては人的資源涵養の見地より兒童養護の完きを期する爲特に左記

事項を實踐するの要ありと認め
一、兩親の教養

A、幼稚園、保育所、健康相談所等を中心として家庭に對し兩親教養の方法を普及強化すること

B、社會教育並社會教化の各機關其他産業組合、町會、部落會等に對し兒童養護を目的とする兩親の教養上一層の協力を求むること

C、各學校に於ては其の學生生徒に對し兒童養護に關する教育の徹底を圖ると共に兒童養護を目的とする兩親の教養機關を附設する様制度を改正すること

D、學校に於ける家事衛生教科書を改訂し家事科専門教師の養成機關を擴充すること

二、家族の保健

A、一般家族に年一度健康相談を勵行せしむること

B、國民健康保險組合、保健所、健康相談所、保健婦等を急速普及すること
但是等の施設に於ては父兄の教養に對し併せて充分なる方策を講ずること

C、結核並性病豫防並治療施設を擴充すること

D、營養指導並營養品の供給施設を普及すること

E、醫師、產婆、看護婦等に對し社會保健事業に一層の協力を求むこと

三、家庭制度の改正

家庭に於て兒童の養護に遺憾なき様(老人の保護と共に)民法親族篇其他の關係法令を改正すること

四、多産の奨励及保護

A、適齡結婚並優生結婚を奨励すること
B、社會保險制度の整備、家族手當制度の創設其他多子家庭の經濟援助並其の生活指導方策を確立すること

五、家庭の強化組織

家庭の強化に關し集團機能を發揮すること肝要なるを以て都市に於ては町内會(又は同業組合)町村に於ては部落會等の組織を強化活用すること

(ロ) 母性並乳幼児保護

時局下に於ける母性並乳幼児の保護は乳幼児の死亡を防止し以て人的資源涵養を圖る根本對策上最も喫緊事たり。

依て從來の各種保護施設を夫々強化するは勿論必要なるも特に乳幼児死亡率低下を期し、體位向上に資すために左記事項を急速に實現せんことを望む

妊産婦並乳幼児の保護上必要なる物資の確保
時局下各種の物資の缺乏及之に伴ふ配給統制に依り國民保健上甚大なる脅威を受け或は將來受けんとする状態に鑑み特に妊産婦並乳幼児に對してはその保健上必要なる物資就中榮養品(牛乳、砂糖等)の圓滑なる配給を受けしむるやう關係大臣に建議すること

二、妊産婦並兒童の綜合的保護機關の設置及普及

イ、母子健康相談施設

- 1、所定の期間に於て必ず乳幼児の健康診断を受ける義務を負はしむべき制度の確立を期すること
 - 2、從來の小兒保健所、兒童健康相談所、妊産婦健康相談所等の施設を整備強化しその普及徹底を期すること
- 尚本施設に於てはA、乳兒及兒童の

健康診断B、保健婦に依る巡回訪問
C、牛乳其他榮養品の配給D、妊産婦の健康相談E、其他必要なる施設等をなす。

3、本施設を一定地域内に於ける妊産婦並兒童の綜合的保護機關の中心となすこと(四のロ「相談施設の連絡機關(参照)」

4、農村に於ては下記「農山漁村の隣保組織」(ハ)に之を含ましむること

ロ、保育施設

1、各市町村並工場、鑛山に一定数の保育所を設置すべき法制を定むること

2、特に三歳以下乳幼児保育機關の普及を計ること

3、保育所に於ける設備の標準制定、家庭訪問、保育相談等の徹底その他土地の事情に依り保育上の改善に力むること

4、農村に於ける諸設備は特殊事情あるに依り「農山漁村の隣保組織」(ハ)に含ましむること

ハ、農産漁村に於ける綜合施設

町村全體が隣保福祉の精神に基き各家庭内の母性並兒童の養護を計る目的を以て該町村内婦人團體員を動員し部落内に各分擔家庭の定め常時受持家庭の訪問を爲し全村の妊産婦並乳幼児の保護教化を計る組織を結成すること

同組織は保健婦及保育婦を置き醫療、教育機關等の指導のもとに婦人團體員等と協力して巡回訪問、助産看護用具の貸與等をなさしむ尙本組織に依り町村内一般の母子愛育に對する教化をなし或は季節土地の事情等に依り前項の諸施設其他必要なる事業を行ふ

右組織は乳幼児死亡率高き地方より普及せしむること

三、就勞婦人保護

就勞婦人就中工場及鑛山に於ける就勞婦人保護のため次の施設を講ず

イ 定期的健康診断勵行による過勞並疾病の早期發見及手當

ロ 榮養食並共同炊事の普及

ハ 不適性勞務の検討並廢止

ニ 保險監督官、相談機關その他綜合的保護慰安施設の設置

四、連絡機關の設置

- イ、中央及地方に前項諸施設「二のイ、ロ、ハ」ノ連絡機關を夫々設置する様制度の確立を期し事業の普及徹底を計ること
 - ロ、特に健康相談施設の個々の連絡を計るため一定地域内に強力なる機關を設け次の事業をなましむ
 - 1、相談所と家庭との連絡
 - 2、相談所と開業産婆との連絡(五のロ「産婆の再教育機關」の項参照)
 - 3、各種施設との連絡
 - 4、地區別の連絡會開催
 - 5、相談指示事項等の統一
 - 6、其他必要な事業
- 五、養成機關の設置
- イ、保健婦、保育婦の養成機關を速やかに設置普及すること
 - ロ、開業産婆に育兒知識及社會保健的教育を施し一定の資格を與へて前項の健康相談施設に附屬せしむる機關を設くること
 - ハ、醫師、看護婦及産婆をして母性並乳幼児保護に充分の協力をなし得る様そ

の教育機關の改善を計ること

- ニ、保健婦、保育従事者の再教育機關の設置及養成機關の改善を計ること
 - (注) (三)「健康相談施設の制度」(イ)の
一「保育施設の法制」(ロ)の「一」
(四)「連絡機關」
(五)「養成機關」
- 右に關しては第四部と協議すること
- (一)學童保健
 - 一、學童保健
 - A、各小學校に専任學校醫、専任學校齒科醫、學校衛生婦を設置することとし之を制度化すること
 - B、給食施設を普及徹底すること
 - C、學校衛生婦養成並再教育機關を設置すること
 - 二、校外指導並青少年の訓練指導
 - A、兒童遊園、兒童映畫館、日曜學校其他校外に於ける兒童保護施設を普及し學校との聯絡提携を圖ること
 - B、校外指導委員を設置すること
 - C、勤勞奉仕の風習を振作し年齢、體力、性別、地方事情等を斟酌して劃一的に流れず其の精神の組織的實踐を徹

底すること

- D、隣保事業、餘暇指導施設を普及充實すること
- 三、學校又は職業の選擇指導
 - 學校選擇又は職業選擇の指導機關を増設普及すること
- 四、就勞少年保護
 - A、就勞少年保護年齢を検討し就勞年齢の合理化を圖ること
 - B、就勞少年の幹施設保護機關普及に之が行政機構の整備統一を圖ること
 - C、十八歳未満就勞少年の特別保護法を確立すること
 - D、定期健康診断の強制實施並衛生思想の普及徹底を圖ること
 - E、就勞少年の住居並保護慰安施設の整備擴充を圖ること
- 五、兒童保護委員制度の設定
 - 兒童保護にケースワークを採用し保護の徹底を期する爲兒童保護委員制度の設定を必要と認む依つて第四部其他適當なる部所に於て之が設定方取計はれたし

(記者)

す。

以上を以て、本運動具の概要を記したのでありますが之は本年夏、倉橋惣三先生が長崎へ保育講習の講師として戸倉はる先生方と御來崎あり御歸京の後、編輯部へ御話ありし由で、今日編輯部よりの御依頼をうけましたので、次の點を熟慮の上掲載して戴く事にしたのであります。

一、都會地の人家周密の地で、充分運動場の得難い場所ので立體的に面積を利用する事に苦心しました。

二、前に申しました様に、修理手入れと大層手数を要しては、使用量が低下し、引いて、楽しく遊び得る園児を常に失望せしむる事を少くする様に工夫した構成を知つて戴きたいために

三、ブランコ用金具の如き園児或は大人にしても振動す爲に外れて負傷を誘發する様の事なき様新しい工夫のものを取付け、吊手の材料や形状、取扱ひには、簡易と變化と經濟的等考慮し

四、保存方法等も考慮しましたものです。

斯かる考へから拙文乍らも、此の好機會を興へられた事を感じて、御來園下さつて御覽下さる方に、小生が一々御説明申しあげる時の様に委しく記したのであります。

(四四頁より)

る様な場合にでも「いけません」「よしませう」「おかしいわ」その他いろいろ用ひられておりませうが「いけません」「ふのはさうしても強くひやく言葉で突差の場合には餘程注意しないさ必ず出る言葉でせう。」「よしませう」はそれよりもずつとおだやかで命令的な意味は少しも含まれてはるません。「おかしいわ」はその子供が間違つたことをしてゐておかしいさいふことが自分自身で氣がつき、はづかしい早く止めやうさいふ様な心持をおこさせることが出来るでせう。正しい言葉つかひと共に、正しい發音ではつきり、云ふ事も大そう大事なことでせう。お話をする場合や本を読む場合など特に或程度大きい聲ではつきりかかせる事が必要でせう。

以上まことにつまらぬ事を記しましたが兎に角私達は慎重な心もちで日々あの幼い者に接してまゐる様に心がけてゆきませう。